

日本版同一労働同一賃金 個別コンサルティング

助成金等を使って「同一労働同一賃金」対策！

いよいよ、働き方改革の目玉

同一労働同一賃金施行まであとわずか！
準備は進んでいますか？

【全ての待遇について不合理な格差があってははいけません。】
【待遇について使用者は説明できなければなりません。】

やらないといけないのは分かっているけど……

誰か助けてくれないととても無理！

具体的にどう進めたらいいのかわからない。

正社員の基本給と非正規の時間給は比較できるの？

コンサルティング料って高いんでしょ。

裏面をご覧ください。⇒⇒⇒

社会保険労務士 職務分析・評価コンサルタント かわばた社会保険労務士事務所 代表 川畑 潤
個別紛争解決手続代理業務が可能な特定社会保険労務士 個人情報保護士
総務省年金記録確認長野地方第三者委員会専門調査員、長野県労政事務所特別相談員、長野県社会福祉協議会介護事業所労務管理アドバイザー等歴任
法的保護情報講習講師養成セミナー（JITCO公益財団法人国際研修協力機構主催）修了
介護労働雇用管理講習・建設労働者雇用支援事業雇用管理者講習・過重労働解消セミナー（いずれも厚生労働省委託事業）等セミナー講師多数



かわばた社会保険労務士事務所

〒390-0864 長野県松本市蟻ヶ崎1丁目1-25 蟻ヶ崎ビル2号

TEL 0263-50-5903 FAX 0263-50-5904

http://www.sr-kawabata.com E-mail sr-kawabata@office.so-net.ne.jp

☆☆「日本版同一労働同一賃金」個別コンサルティング全体の流れ☆☆

お問合せ

お電話、メール又はホームページからお問合せください。

TEL 0263-50-5903 E-mail sr-kawabata@office.so-net.ne.jp

又は、グーグルで「**松本市 社労士 かわばた**」で検索いただき、当事務所のホームページ内「同一労働同一賃金特集」からもお問合せが可能です。

当事務所から、ご連絡差し上げ、初回打ち合わせ日時を決定。

初回打ち合わせ（無料）

<打ち合わせ内容>

1. 個別コンサルティング全体の流れを説明
2. 利用する助成金等について説明
3. 事業所内の非正規労働者の現状を聞き取り
4. 個別コンサルティングの対象者確認 等

初回打ち合わせの後、個別コンサルティングご依頼の可否を検討ください。

<個別コンサルティングご依頼の場合>

当事務所に個別コンサルティングをご依頼くださる場合は以下の3点をご用意いたします。

1. 御依頼内容確認書(当事務所様式)
2. 厚生労働省委託「職務分析・職務評価普及事業」への登録
3. 「キャリアアップ計画書」作成・申請費として¥2万5000円(消費税別)のお振込み

* 個別コンサルティングを見送る場合は何もしていただく必要はありません。

コンサルティング開始

第1回訪問面談

1. 個別コンサルティングの期間は4か月とし、計8回の訪問打ち合わせを原則とします。
2. コンサルティングの目標は、「**事業所内の非正規労働者の待遇のどこに問題があるかを明らかにし、待遇改善の対応案を作成し、その必要賃金原資を概算で算出すること。**」とします。

第8回訪問面談

3. 第2回から第7回訪問面談までの計6回については、厚生労働省委託「職務分析・評価普及事業」の内容を含みます。

コンサルティング終了

コンサルティング結果をもとに事業所様にて社内で検討。実行計画を立案。

実行計画に基づき、非正規労働者の待遇改善等を実施。

キャリアアップ助成金の申請（当事務所にて申請）

助成金支給後、当事務所に**助成金の20%（消費税別）**をお支払いください。

事業所様のメリット等

1. 事業所様の負担は、コンサルティング開始時の2万5000円(消費税別、キャリアアップ計画書作成申請費)と助成金の20%となります。(助成金が不支給の場合は、20%はいただきません。)
2. コンサルティングの結果は改善案であって、法の施行日までに案の内容を全て実施しなければならないものではありません。案をたたき台にして経営判断を踏まえ事業所様の状況に合った実施計画を策定してください。
3. 非正規労働者の待遇改善を実施したとしても、助成金の支給条件を満たさない場合があります。このコンサルティングにより助成金の支給が保証されるものではありません。

* 詳細は、お気軽にお問合せください。